

平成 30 年 4 月教育委員会定例会会議録

1 日 時 平成 30 年 4 月 24 日（火） 午後 2 時 00 分から

2 場 所 教育プラザ 大会議室

3 出席者

教育長 野澤 朗 1 番委員 徳道 茂 2 番委員 村椿 正子
3 番委員 中野 敏明 4 番委員 濱 祐子

(教育長及び委員以外の出席者)

教育次長 早川義裕、教育部長 柳澤祐人、教育総務課長 金子良仁、教育総務課参事 藤田賢一郎、教育総務課参事 山口 将、学校教育課長 親跡久樹、社会教育課長 小池兼一郎、社会教育課参事 川上裕一、文化行政課長 中西 聡、スポーツ推進課長 田中秀明、スポーツ推進課参事 石澤克明、教育センター所長 歌川 孝、高田公園オーレンプラザ館長 笹川桂一、高田図書館長 内藤祐子、直江津学びの交流館長・直江津図書館長 柴山弥松、青少年健全育成センター所長 山崎光隆、総合博物館長・小林古径記念美術館長 宮崎俊英、高田幼稚園長 井澤文夫、新水族博物館整備課副課長 若山秀樹、13 区分室長（代理含む）

事務局 教育総務課副課長 内藤香織、塚田美和子、企画係長 加藤義浩、企画係主任 森 敦子

4 傍聴人 なし

5 会議に付議した事件

議案第 23 号 上越市文化財の指定について

議案第 24 号 上越市学校適正配置審議会委員の任命及び解任について

議案第 25 号 上越市社会教育委員の委嘱及び解任について

議案第 26 号 上越市立公民館運営審議会委員の委嘱及び解任について

議案第 27 号 上越市青少年健全育成委員の委嘱について

議案第 28 号 上越市白山会館運営委員会委員の委嘱及び解任について

議案第 29 号 上越市青少年健全育成関係機関連絡協議会委員の委嘱及び任命について

議案第 30 号 上越市立図書館協議会委員の任命及び解任について

議案第 31 号 上越市スポーツ推進審議会委員の任命及び解任について

報告第 1 号 専決処分した事件の承認について（上越市立学校の学校歯科医の委嘱及び解任）

報告第 2 号 専決処分した事件の承認について（上越市立学校の学校薬剤師の委嘱及び解任）

報告第 3 号 専決処分した事件の承認について（上越市学校運営協議会委員の任命及び解任）

報告第 4 号 専決処分した事件の承認について（上越市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命及び解任）

報告第 5 号 専決処分した事件の承認について（上越市青少年健全育成センター運営協議会委員の委嘱及び解任）

報告第 6 号 専決処分した事件の承認について（上越市青少年健全育成委員の委嘱及び解任）

報告第 7 号 専決処分した事件の承認について（上越市青少年健全育成関係機関連絡協議会委員の委嘱、任命及び解任）

会議録署名委員の指名 濱 祐子 委員

教 育 長 4 月の定例会だが、4 月に人事異動があつて初めての定例会であり、また 13 区の分室長からも出席いただいているので、簡潔に自己紹介をお願いします。

(自己紹介)

教 育 長 議案第 23 号上越市文化財の指定について上程、説明を求める。

教育総務課長 議案第 23 号は、上越市文化財の指定についてである。

上越市文化財の指定について、4 月 18 日の上越市文化財調査審議会に諮問し、同日付けで「諮問のあつた物件を上越市文化財に指定すべきと判断する」と答申があつたことから、上越市文化財保護条例第 3 条の規定により指定いたしたく、議案を提出するものである。

文化財の指定候補は名称「船絵馬並びに船模型」、船絵馬は 10 面、船模型は 1 基で、種別はいずれも「歴史資料」である。

文化行政課長 今回審査いただく候補物件は直江津地区の 7 つの寺社が所有する船絵馬 10 面と船模型 1 基で構成される資料群である。4 月 18 日に開催した上越市文化財調査審議会において、上越市文化財に指定するとの答申をいただいた。個々の候補物件については後ほど説明する。指定すべき理由としては、本物件が江戸時代から大正時代にかけて北前船船主達により航海の安全祈願または航海の無事を感謝して奉納されたもので、一括して指定することで、当時の物流を支えた北前船の寄港地としての歴史を視覚的に知ることができることに加え、当時の政治、経済、社会等についても知ることができる貴重な資料であるということが、上越市文化財の指定に関する基準の第 2 条(6)歴史資料の「ア 政治、経済、社会、文化、科学技術等、本市の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち地域的価値又は学術的価値の高いもの」に該当するとの評価をいただいたものである。

次に、候補物件の概略を説明する。

1 件目は、西本町 4 丁目の八坂神社所有の船絵馬である。奉納年の記載はないが、作風から審議会の所見として文化・文政期、19 世紀前半の作と考えられる。

2 件目は、住吉町の住吉神社所有の船絵馬である。奉納された年は明治 22 年、西暦 1889 年で、奉納者は直江津町の船主橋本トラ子である。明治期らしく錦絵のように鮮やかに描かれている。

3 件目は、中央 5 丁目の日野宮神社が所有する船絵馬である。奉納された年は幕末の安政 6 年、西暦 1859 年で、奉納者は地元の青山喜兵衛らである。2 艘の船が描かれているのが特徴である。

4 件目は、虫生岩戸の劔神社、諏訪神社、飯綱神社の 3 社を合祀した合殿の神社に奉納された船絵馬である。明治 10 年、西暦 1877 年に奉納されたもので、西洋の影響を受けた船が描かれた船絵馬である。

5 件目は、劔神社、諏訪神社、飯綱神社の合殿が所有する船模型である。「伊藤助右衛門手船船長伊藤助五郎」と記された部材があることから、現在の糸魚川市、旧能生町の鬼舞で廻船業を営んでいた伊藤家が奉納したものであることが分かる。伊藤家は幕末から明治 20 年頃を最盛期として廻船業を営んでいたが、明治 36 年頃廃業したと伝えられている。県内でも有数の船主で、船長の助五郎は明治 25 年に権太で撮影された写真が現存すると現代の当主から伺っている。この船模型に奉納された年の記載はないが、審議会所見として伊藤家が活躍した明治 20 年頃ではないかと推察されている。糸魚川能生の鬼舞というところは大変風が強く、冬は船を

係留できないことから、伊藤家は風の影響が少ない郷津に冬の間船を停泊させていたと言われている。春に郷津から地回りで新潟湊経由で北海道や樺太と交易を行っていたと伝えられている。伊藤家は郷津の神社に船模型を奉納したという伝承も残っており、風待ち港である郷津を見下ろす神社に、航海の安全を祈願して奉納したものと考えられる。

6 件目は、有間川の諏訪神社の船絵馬である。大正 8 年、西暦 1919 年に奉納されたもので、今回の船絵馬の中では一番新しい時代のものである。

7 件目は、西本町 4 丁目の泉蔵院という真言宗の寺所有の船絵馬である。奉納された年は慶応 3 年、西暦 1867 年で、奉納者は但馬瀬戸米屋喜十郎と額に書かれている。但馬瀬戸は現在の兵庫県豊岡市瀬戸にあたる。市内には阿波の国徳島県の藍物問屋が寄進した石灯籠が現存しており、本絵馬も北前船の交易の関係者が奉納したものと推定されている。

8 件目は、同じく泉蔵院の船絵馬である。西濱きふ村五右衛門より奉納されたもので、奉納年の記載はないが、作風から幕末と考えられる。

9 から 11 件目までは、岩殿山の明静院の船絵馬である。9 件目は文久 3 年、西暦 1863 年、10 件目は慶応元年、1865 年、11 件目は明治 4 年、1871 年に奉納された 3 面である。

このように、候補物件の中には、制作年代や絵馬に記された人物など、特定に至らないものもあることから、審議会では慎重な意見もあったが、総じて基本的なところでは現在の内容で指定の条件を満たしているとの所見で、答申に至っている。

文化行政課としては、引き続き資料の調査を継続し、資料内容をより充実させていきたいと考えている。

本日は、所有者のご厚意で 1 件目と 7 件目の絵馬をお借りしてきたので、実物をご覧いただきたい。

なお、本物件が指定されると、上越市指定文化財は 319 点となり、国・県指定を含めて、市内の指定文化財数は 368 点となる。

教 育 長

私も上越市文化財調査審議会に出席して意見をお聞きしたが、せっかく日本遺産の機会があり、今回の物件は絵馬であるが、今後は文章であるとかいろいろなものとトータルで北前船関連のものを整理していけば、今まで眠っていた歴史的な部分が掘り起こされるのではないかということだった。委員の先生方の話では、各地の銀行のルーツはこの北前で蓄財した人たちで、直江津銀行のルーツもこのような流れであるという話もあり非常に興味深かった。一枚一枚を見ると、こんなに剥がれている箇所があって、文化行政課長の話にあったとおりに異論もあったが、トータルで認証していこうということであった。ぜひ実物をご覧いただきたい。

議案について意見、質問を求める。

中 野 委 員

他の市町村でこの船絵馬が文化財に指定されているのか。この価値として、民族資料ではなく歴史資料として取り扱うのか。

文化行政課長

身近な例では、糸魚川市能生の白山神社に国指定の絵馬がある。そこにはハカセ船という一番古い形態の船が描かれているという特徴がある。新潟市の白山神社にも県指定の絵馬が残っていて、既に日本遺産に登録されている新潟市の構成文化財になっている。

文化財のカテゴリーは色々あるが、今回は絵画ではなく、あえて歴史資料群として評価いただいた。先ほど教育長がおっしゃったように、今後は絵馬に限らず古文書や石灯籠や旧直江津銀行など、様々なものがカテゴリーを越えて集積することで資料群としての価値がより明確になるということで、歴史資料としている。

中 野 委 員

これまで、上越市でこの絵馬に類するものの指定はあったか。

文化行政課長

今回が初めてである。

教 育 長 審議会当日の話として、絵としての価値は認められないという意見もあった。やはり歴史的価値である。ライオン像も含めて指定したいという話もあり、先生方がかなり幅広く考えておられる中のスタートだと思う。今後情報発信する際は、よくバックグラウンドを説明する必要がある。

それでは、議案第 23 号についてはご承認いただけるか。

原案どおり承認

教 育 長 議案第 24 号上越市学校適正配置審議委員会委員の任命及び解任について上程、説明を求める。

教育総務課長 議案第 24 号は、上越市学校適正配置審議委員会委員の任命及び解任についてである。

上越市学校適正配置審議委員会設置要綱第 3 条の規定に基づき、委員の任命及び解任を行うものである。

学校適正配置審議委員会は、上越市立学校の学校教育の一層の充実及び振興を目指し、全市的な視点から学校の適正配置基準等について検討するために設置しているものである。

このたびの委嘱は 4 月 1 日付けの教職員の人事異動に伴うものであり、任期は、前任者の残任期間の平成 30 年 5 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までである。

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

委 員 意見、質問なし

教 育 長 それでは、議案第 24 号についてはご承認いただけるか。

原案どおり承認

教 育 長 議案第 25 号上越市社会教育委員の委嘱及び解任について上程、説明を求める。

教育総務課長 議案第 25 号は、上越市社会教育委員の委嘱及び解任についてである。

上越市社会教育委員条例第 2 条の規定に基づき、委員の委嘱及び解任を行うものである。

社会教育委員は、社会教育に関する計画の立案や研究調査を行い、教育委員会に助言をすることを職務としている。

このたびの委嘱は 4 月 1 日付けの教職員の人事異動に伴うものであり、任期は、前任者の残任期間の平成 30 年 5 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までである。

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

中 野 委 員 委嘱する委員は社会教育主事の資格はあるか。

浦川原区分室長 宮川委員は資格がある。鈴木委員は高等学校の教員のため今は分からない。

教 育 長 それでは、議案第 25 号についてはご承認いただけるか。

原案どおり承認

教 育 長 議案第 26 号上越市立公民館運営審議委員会委員の委嘱及び解任について上程、説明を求める。

教育総務課長	<p>議案第 26 号は、上越市立公民館運営審議会委員の委嘱及び解任についてである。</p> <p>上越市公民館条例第 7 条の規定に基づき、委員の委嘱及び解任を行うものである。</p> <p>公民館運営審議会委員は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施について調査審議することを職務としている。</p> <p>なお、公民館運営審議会委員については、社会教育委員のうちから教育委員会が委嘱する 20 人以内の委員をもって組織することとしているため、先ほどご審査いただいた社会教育委員を公民館運営審議会委員に委嘱及び解任するものである。</p> <p>任期は、社会教育委員と同じく前任者の残任期間である平成 30 年 5 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までである。</p>
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
委 員	意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 26 号についてはご承認いただけるか。
	原案どおり承認
教 育 長	議案第 27 号上越市青少年健全育成委員の委嘱について上程、説明を求める。
教育総務課長	<p>議案第 27 号は、上越市青少年健全育成委員の委嘱についてである。</p> <p>上越市青少年健全育成センター規則第 6 条の規定に基づき、委員の委嘱を行うものである。</p> <p>青少年健全育成委員は、青少年の健全育成にかかる街頭指導等に従事していただくために設置しているものである。</p> <p>このたびの委嘱は、委員 74 人のうち、高等学校から推薦された 9 人の委員に係るものであり、任期は、平成 30 年 5 月 1 日から平成 32 年 4 月 30 日までである。</p>
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
委 員	意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 27 号についてはご承認いただけるか。
	原案どおり承認
教 育 長	議案第 28 号上越市白山会館運営委員会委員の委嘱及び解任について上程、説明を求める。
教育総務課長	<p>議案第 28 号は、上越市白山会館運営委員会委員の委嘱及び解任についてである。</p> <p>上越市白山会館運営委員会規則第 3 条及び第 5 条の規定に基づき、委員の委嘱及び解任を行うものである。</p> <p>白山会館運営委員は白山会館事業の企画・運営及び白山会館の運営管理に関して教育委員会に助言することを職務としている。</p> <p>このたびの委嘱は 3 月 23 日付けの城北中学校 PTA 副会長の改選によるものであり、任期は、前任者の残任期間の平成 30 年 5 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日までである。</p>

教 育 長	議案について意見、質問を求める。
委 員	意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 28 号についてはご承認いただけるか。 原案どおり承認
教 育 長	議案第 29 号上越市青少年健全育成関係機関連絡協議会委員の委嘱及び任命について上程、説明を求める。
教育総務課長	議案第 29 号は、上越市青少年健全育成関係機関連絡協議会委員の委嘱及び任命についてである。 上越市青少年健全育成関係機関連絡協議会設置要綱第 3 条の規定に基づき、関係機関及び団体から推薦のあった 15 人を委員に委嘱及び任命するものである。 上越市青少年健全育成関係機関連絡協議会は、地方青少年問題協議会法に基づき設置している上越市青少年問題協議会の下部組織として、関係機関による情報交換等を行う場として設置しているものである。 このたびの委嘱及び任命は、任期満了に伴うものであり、7 人が再任、8 人が新任である。今回、青少年の健全育成に関する課題として、本人を含む家庭への支援が重要であるとの認識から、すこやかにくらし包括支援センター所長を新たに委員に加える。なお、社会教育課長は委員に任命せず事務局長として会議に加わることとし、委員の総数はこれまでどおり定員の 15 人となる。 任期は、平成 30 年 5 月 1 日から平成 32 年 4 月 30 日までである。
社会教育課長	昨年度は 3 回会議を開催し、すこやかにくらし包括支援センターはオブザーバーとして参加していただいた。今年度から委員に任命した理由としては、今年度の重点事業である 18 歳未満の困難を抱える若者への支援を取り組むタイミングで、すこやかにくらし包括支援センターの協力が不可欠であるため、すこやかにくらし包括支援センター所長を委員に任命し、社会教育課長を事務局長とする整理をさせていただいた。
教 育 長	議案 13 ページの「8 委員等の職業等」の下から 3 番目の枠に、すこやかにくらし包括支援センター所長が加わったということである。また、その枠にいた社会教育課長を事務局長の扱いとしたという整理であった。 議案について意見、質問を求める。
委 員	意見、質問なし
教 育 長	また機会を見て、この会の様子などをどこかで報告してほしい。 それでは、議案第 29 号についてはご承認いただけるか。 原案どおり承認
教 育 長	議案第 30 号上越市立図書館協議会委員の任命及び解任について上程、説明を求める。
教育総務課長	議案第 30 号は、上越市立図書館協議会委員の任命及び解任についてである。 図書館法第 15 条及び上越市立図書館条例第 13 条の規定に基づき、委員の任命及び解任を行うものである。 図書館協議会は、市立図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館サービスに対するご意見をいただくために設置しているものである。

このたびの委嘱は4月1日付けの教職員の人事異動に伴うものであり、任期は、前任者の残任期間の平成30年5月1日から平成31年6月14日までである。

教 育 長

議案について意見、質問を求める。

委 員

意見、質問なし

教 育 長

それでは、議案第30号についてはご承認いただけるか。

原案どおり承認

教 育 長

議案第31号上越市スポーツ推進審議会委員の任命及び解任について上程、説明を求める。

教育総務課長

議案第31号は、上越市スポーツ推進審議会委員の任命及び解任についてである。

上越市スポーツ推進審議会条例第3条の規定に基づき、上越市スポーツ推進審議会委員を任命及び解任するものである。

スポーツ推進審議会委員は、スポーツの推進に関する事項を調査審議するため設置しているものであり、スポーツに関する学識経験者、関係行政機関の職員、スポーツ団体の代表者など15人で組織している。

このたびの任命及び解任は、小学校長会及び中学校長会から推薦を受け任命している委員の異動に伴うものであり、任期は、前任者の残任期間の平成30年5月1日から平成31年3月31日までである。

教 育 長

議案について意見、質問を求める。

中 野 委 員

委員の定数は15人で決まっているのか。

スポーツ推進課長

条例で決まっている。

教 育 長

それでは、議案第31号についてはご承認いただけるか。

原案どおり承認

教 育 長

報告第1号専決処分した事件の承認について上程、説明を求める。

教育総務課長

報告第1号は、専決処分した事件の承認についてである。

このたびの専決処分は、有田小学校の学校歯科医であったおおしま歯科クリニックの大嶋 忠氏が本年4月5日に亡くなられたことから、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則第3条の規定に基づき、専決処分により委嘱及び解任したものである。

大嶋氏の後任には、今西歯科医院の今西 昇氏を学校歯科医として委嘱した。

解任の発令日は平成30年4月5日、委嘱の発令日は平成30年4月6日で、任期は同日から前任者の残任期間である平成31年3月31日までである。

教 育 長

議案について意見、質問を求める。

委 員

意見、質問なし

教 育 長

それでは、報告第1号についてはご承認いただけるか。

原案どおり承認

教 育 長

報告第 2 号専決処分した事件の承認について上程、説明を求める。

教育総務課長

報告第 2 号は、専決処分した事件の承認についてである。

このたびの専決処分は、三和中学校の学校薬剤師であったそよかぜ薬局の押山貴光氏が配置転換となったことから、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則第 3 条の規定に基づき、専決処分により委嘱及び解任したものである。

押山氏の後任には、同薬局の市川 宙氏を学校薬剤師として委嘱した。

解任の発令日は平成 30 年 3 月 31 日、委嘱の発令日は平成 30 年 4 月 1 日で、任期は同日から前任者の残任期間である平成 31 年 3 月 31 日までである。

教 育 長

近年、いわゆる全国チェーンの薬局の薬剤師が学校薬剤師を担当していただくケースがある。今までの学校薬剤師のように開業している薬剤師ではないので、転勤がある。こういった方が薬剤師会に入っていたきにくいという課題もある。

今後、開業している薬剤師の状況が厳しくなって、全国チェーン店が参入する流れの中で、学校薬剤師自体が厳しくなる可能性も内在している議題であることをご承知おきいただきたい。最終的には、市で薬剤師を数人雇うといった議論もあるだろうが、今のところは何とかやりくりをしているという状態である。

議案について意見、質問を求める。

委 員

意見、質問なし

教 育 長

それでは、報告第 2 号についてはご承認いただけるか。

原案どおり承認

教 育 長

報告第 3 号専決処分した事件の承認について上程、説明を求める。

教育総務課長

報告第 3 号は、専決処分した事件の承認についてである。

上越市学校運営協議会は、学校運営の改善及び園児、児童又は生徒の健全育成に取り組むことを目的としている。

今回、3 月の教育委員会定例会においてご承認いただいた学校運営協議会委員 881 人のうち、教職員、関係行政機関の職員の異動と、地域の住民からの選出について交代の追加報告があった 5 人の委員を解任し、新たに 5 人の委員を任命した。

また、地域役員決定等により 3 人の委員を再任し、校長の推薦で新たに地域の住民等 4 人を任命した。これら任命および解任について、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則第 3 条の規定に基づき、専決処分したものである。

解任、任命の発令日は平成 30 年 4 月 1 日、任期は同日から平成 31 年 3 月 31 日までである。

なお、今回の任命及び解任により、平成 30 年度の学校運営協議会委員の総数は、888 人である。

教 育 長

総数 888 人ということだが、欠員はあるのか。

学校教育課長

各校で 15 人以内として学校長が定員を定めており、現時点では定員に対して充足している状況である。

教 育 長

それでは、報告第 3 号についてはご承認いただけるか。

原案どおり承認

教 育 長	報告第 4 号専決処分した事件の承認について上程、説明を求める。
教育総務課長	報告第 4 号は、専決処分した事件の承認についてである。 上越市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例で設置している。 このたびの専決処分は、関係行政機関等の人事異動に伴い、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則第 3 条の規定に基づき、上越市いじめ問題対策連絡協議会委員 4 人を専決処分により任命及び解任したものである。 解任の発令日は平成 30 年 3 月 31 日、任命の発令日は平成 30 年 4 月 1 日で、任期は同日から前任者の残任期間である平成 31 年 3 月 31 日までである。
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
委 員	意見、質問なし。
教 育 長	それでは、報告第 4 号についてはご承認いただけるか。 原案どおり承認
教 育 長	報告第 5 号専決処分した事件の承認について上程、説明を求める。
教育総務課長	報告第 5 号は、専決処分した事件の承認についてである。 上越市青少年健全育成センターでは、センターの運営に関する事項を協議するため、条例で運営協議会を置いている。 このたびの専決処分は、上越市青少年健全育成センター運営協議会委員のうち、関係行政機関等の 4 月 1 日付けの人事異動に伴い、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則第 3 条の規定に基づき、上越市青少年健全育成センター運営協議会委員 3 人を専決処分により委嘱及び解任したものである。 解任の発令日は平成 30 年 4 月 12 日、委嘱の発令日は平成 30 年 4 月 13 日で、任期は同日から平成 30 年 5 月 31 日までである。
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
委 員	意見、質問なし。
教 育 長	それでは、報告第 5 号についてはご承認いただけるか。 原案どおり承認
中 野 委 員	議案とは直接関係ないがお聞きしたい。 以前に送付された資料「青少年健全育成のあゆみ」の中で、前青少年健全育成センター長が若者の育成支援ということで若者の居場所を含めた若者応援「フィット」という組織を作られたとのことである。若者対象のホットラインを開設して悩み相談を実施しており、電話での相談件数が 7 件、直接面談が 5 件、お宅訪問が 1 件あったとのことである。保護者の方は、高校を中退して引きこもりの状態になるとどこに相談したらよいか分からない状況であり、やっと相談機関につながっても、本人が来ないと対応できないと言われて困っていた状況があった。中学校を卒業した若者が置かれている環境変化の大きさ、厳しい現実は今とずいぶん変わってきている。そういった相談や直接面談の内容について具体的に聞きたい。

青少年健全育成センター長	<p>昨年度、本格的に相談活動を始めた。相談を受けた件数については、継続件数もあるが、合計すると18件になる。関わった保護者や本人の人数は13人である。</p> <p>相談内容の主なものは、高等学校での不登校、引きこもりであった。中には電話だけで話を聞かせていただいて、それっきり電話が来ないという方もいる。</p> <p>基本的には、本人はなかなか直接相談ができない。平成30年度からはそういった若者だけが集まれる居場所を作るということ、もう一つは、親が集まって話し合える親の会のような場所を作って、そこから支援の輪を広げていくということを計画している。</p>
教 育 長	<p>教育委員会の新しいテーマとして、中学校まで一生懸命子どもを育てて、高校に行ってから話で、現場をたくさん見ることによって、今回このようなことを始めてみたところである。予算の中で議論をして、今ほど話のあった「居場所づくり」というものを検討したが、まだ実現に至っていない。しかし今後も教育委員会の総意としてこういった事業に向かっていきたい。まずはこれに手を付けたということで、青少年健全育成センター長以下、大変頑張らせていただいている。今後もこの件については報告していただきたい。高校生でドロップアウトしてしまい社会に出られない人をどうするかというのはかなり大きな問題になると思う。教育委員会として高校生にも手を差し伸べるという方向で歩き出したところである。委員の皆様にも興味を持っていただき、色々ご助言いただきたい。</p>
中 野 委 員	<p>昨年から動き始めたということだが、先ほど説明のあった具体的な実績がこの報告書の中に書いてないようだ。活動した成果を反映させてほしい。</p>
青少年健全育成センター長	<p>新しい活動として中身を変えていく必要があり、若者育成支援事業についての結果もまとめていきたいと思っている。</p>
教 育 長	<p>報告第6号専決処分した事件の承認について上程、説明を求める。</p>
教育総務課長	<p>報告第6号は、専決処分した事件の承認についてである。</p> <p>上越市青少年健全育成委員は、青少年の健全育成にかかる街頭指導を行っていたために設置しているものである。</p> <p>このたびの専決処分は、3月の教育委員会定例会においてご承認いただいた委員のうち1名について、選出している町内会からの変更の申し出があり、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則第3条の規定に基づき、青少年健全育成委員1人を専決処分により委嘱及び解任したものである。</p> <p>解任の発令日は平成30年4月5日、委嘱の発令日は平成30年4月6日で、任期は同日から平成32年3月31日までである。</p>
教 育 長	<p>議案について意見、質問を求める。</p>
委 員	<p>意見、質問なし。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告第6号についてはご承認いただけるか。</p>
	<p>原案どおり承認</p>
教 育 長	<p>報告第7号専決処分した事件の承認について上程、説明を求める。</p>
教育総務課長	<p>報告第7号は、専決処分した事件の承認についてである。</p> <p>上越市青少年健全育成関係機関連絡協議会は、地方青少年問題協議会法に基づき設置している上越市青少年問題協議会の下部組織として、関係機関による情報交換等を行う場として設置しているものである。</p>

このたびの専決処分は、関係行政機関等の4月1日付けの人事異動に伴い、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則第3条の規定に基づき、上越市青少年健全育成関係機関連絡協議会委員6人を専決処分により委嘱、任命及び解任したものである。

解任の発令日は平成30年4月12日、委嘱の発令日は平成30年4月13日で、任期は同日から平成30年4月30日までである。

社会教育課長

上越市青少年問題協議会は、市長が会長となっており、教育に関して重大な案件が起きた際に市長が招集するもので、平成24年度から開催されていない。上越市青少年健全育成関係機関連絡協議会は上越市青少年問題協議会の下部組織に当たり、昨年度は4回開催し、実務的な連絡協議を行っている。

教 育 長

議案について意見、質問を求める。

委 員

意見、質問なし。

教 育 長

それでは、報告第7号についてはご承認いただけるか。

原案どおり承認

閉会宣言

午後3時3分

平成30年5月16日

上越市教育委員会

教育長 野 澤 朗

会議録署名委員 濱 祐 子